

## 県庁組織の改編等に伴う「行政文書管理規程」等の一部改正の取扱いについて

### 1 熊本県行政文書等の管理に関する条例における取扱い

条例では、各実施機関は、行政文書の管理に関する「規則その他の規程」及び「行政文書管理規程」を制定又は改廃しようとするときは、熊本県行政文書等管理委員会（以下「委員会」という。）に諮問し、意見を聴取することとされている。

○熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成 23 年熊本県条例第 11 号）

（委員会への諮問等）

第 35 条 実施機関及び地方独立行政法人等は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

- (1) 第 4 条、第 5 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 7 条若しくは第 10 条第 2 項第 8 号の規則その他の規程又は第 11 条第 2 項若しくは第 3 項の規程の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- (2) 行政文書管理規程の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

### 2 県庁組織の改編等に伴う「熊本県行政文書管理規程」の改正

「熊本県行政文書管理規程（以下「規程」という。）」については、組織の改編や職名の新設、改廃等に伴い、次のとおり、決裁区分の表示や合議に関する規定を改正する必要がある。

#### (1) 決裁区分の新設

広域本部長の新設の場合・・・広域本部長の専決

#### (2) 合議に関する規定の整備

部内局の新設の場合・・・部内局を越えた合議先に関する規定の追加

#### (3) 記号の改正（規程の別表第 1）

私学文書課【私文】

- 県政情報文書課【県情文】
- 私学振興課【私振】

### 3 委員会諮問の取扱い

県庁組織の改編等に伴う改正は、行政文書の管理の方法の変更ではなく、管理制度運営上の形式的な変更であることから、事後的に報告することとしたい。